

### (3) 歳出

#### ア 歳出の決算状況

歳出の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	34,377,073,000	32,485,832,759	1,053,242,000	837,998,241	94.5	2.4
18	35,890,803,000	33,371,270,084	1,791,636,000	727,896,916	93.0	2.0
比較	△ 1,513,730,000	△ 885,437,325	△ 738,394,000	110,101,325	1.5	0.4

当年度の歳出は、予算現額 34,377,073,000 円に対し決算額(支出済額)は 32,485,832,759 円である。予算現額に対する執行率は 94.5%であり、前年度に比べると 1.5 ポイント上回っている。

また、翌年度繰越額は 1,053,242,000 円であり、不用額は 837,998,241 円となっている。

なお、翌年度繰越額(繰越明許費)は地方自治法第 213 条に基づき調整され、すでに議会に報告されたとおりである。

#### イ 歳出の款別決算状況

歳出決算額の款別内訳は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区分	平成19年度		平成18年度		前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	比率
□ 議会費	249,213,767	0.8	243,060,280	0.7	6,153,487	102.5
総務費	4,644,399,854	14.3	4,705,189,303	14.1	△ 60,789,449	98.7
民生費	7,336,337,514	22.6	6,907,955,415	20.7	428,382,099	106.2
衛生費	2,339,059,626	7.2	2,305,647,085	6.9	33,412,541	101.4
労働費	4,353,820	0.0	1,082,075	0.0	3,271,745	402.4
農林水産業費	2,070,098,601	6.4	2,253,181,965	6.8	△ 183,083,364	91.9
商工費	580,506,413	1.8	915,769,699	2.7	△ 335,263,286	63.4
土木費	3,457,018,814	10.6	3,530,940,649	10.6	△ 73,921,835	97.9
消防費	899,812,014	2.8	973,342,510	2.9	△ 73,530,496	92.4
教育費	4,987,338,874	15.4	3,634,207,311	10.9	1,353,131,563	137.2
災害復旧費	10,524,633	0.0	27,475,150	0.1	△ 16,950,517	38.3
公債費	5,907,168,829	18.2	7,873,418,642	23.6	△ 1,966,249,813	75.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
計	32,485,832,759	100.0	33,371,270,084	100.0	△ 885,437,325	97.3

当年度の歳出決算額は、32,485,832,759 円で、前年度に比べ 885,437,325 円(2.7%)の減となっている。歳出決算額に占める款別の構成比は、民生費 22.6%、公債費 18.2%、教育費 15.4%、総務費 14.3%、土木費 10.6%、衛生費 7.2%、農林水産業費 6.4%、消防費 2.8%、商工費 1.8%、議会費 0.8%、災害復旧費 0.03%、労働費 0.01%の順となっている。

次に、款別の決算状況は、次のとおりである。

### 第1款 議会費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	252,320,000	249,213,767	0	3,106,233	98.8	1.2
18	246,621,000	243,060,280	0	3,560,720	98.6	1.4
比較	5,699,000	6,153,487	0	△ 454,487	0.2	△ 0.2

議会費の決算額は249,213,767円である。

なお、不用額は3,106,233円で、予算現額に対し1.2%である。その主なものは、旅費、交際費、需用費、負担金補助及び交付金である。

### 第2款 総務費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	4,718,270,000	4,644,399,854	7,070,000	66,800,146	98.4	1.4
18	4,841,727,000	4,705,189,303	71,300,000	65,237,697	97.2	1.3
比較	△ 123,457,000	△ 60,789,449	△ 64,230,000	1,562,449	1.3	0.1

総務費の決算額は4,644,399,854円である。

総務費の不用額は66,800,146円で、予算現額に対し1.4%である。その主なものは、総務管理費の一般管理費10,962,139円、財産管理費10,881,759円、企画費13,645,152円、支所及び出張所費8,452,493円及び徴税費11,316,893円である。

なお、総務管理費の本庁舎管理事業で5,250,000円、企画費のCI戦略事業、丹波竜活用事業で1,820,000円を翌年度へ繰越している。

### 第3款 民生費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	7,532,049,000	7,336,337,514	38,431,000	157,280,486	97.4	2.1
18	7,051,738,000	6,907,955,415	22,573,000	121,209,585	98.0	1.7
比較	480,311,000	428,382,099	15,858,000	36,070,901	△ 0.6	0.4

民生費の決算額は7,336,337,514円である。

民生費の不用額は157,280,486円で、予算現額に対し2.1%である。その主なものは、社会福祉費の障害福祉費46,999,561円、老人福祉費51,904,533円、児童福祉費の児童福祉総務費25,812,627円、保育所費14,519,804円、母子福祉費8,126,491円である。

なお、社会福祉費の老人福祉センター運営事業5,000,000円、児童福祉費の幼保一元化事業33,431,000円を翌年度へ繰越している。

#### 第4款 衛生費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	2,539,856,000	2,339,059,626	123,350,000	77,446,374	92.1	3.0
18	2,375,405,000	2,305,647,085	14,890,000	54,867,915	97.1	2.3
比較	164,451,000	33,412,541	108,460,000	22,578,459	△ 5.0	0.7

衛生費の決算額は2,339,059,626円である。

衛生費の不用額は77,446,374円で、予算現額に対し3.0%である。その主なものは、保健衛生費の35,268,270円、清掃費の塵芥処理費36,313,619円、浄化槽管理費2,309,932円である。

なお、保健衛生総務費の水道事業会計繰出金で112,250,000円、清掃費の一般廃棄物処理施設建設事業で9,000,000円、コミュニティ・プラント管理事業で2,100,000円を翌年度に繰越している。

#### 第5款 労働費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	10,435,000	4,353,820	0	6,081,180	41.7	58.3
18	1,206,000	1,082,075	0	123,925	89.7	10.3
比較	9,229,000	3,271,745	0	5,957,255	△ 48.0	48.0

労働費の決算額は4,353,820円である。

労働費の不用額は6,081,180円で、予算現額に対し58.3%である。

#### 第6款 農林水産業費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	2,098,318,000	2,070,098,601	3,300,000	24,919,399	98.7	1.2
18	2,275,839,000	2,253,181,965	0	22,657,035	99.0	1.0
比較	△ 177,521,000	△ 183,083,364	3,300,000	2,262,364	△ 0.3	0.2

農林水産業費の決算額は2,070,098,601円である。

農林水産業費の不用額は24,919,399円で、予算現額に対し1.2%である。その主なものは、農業費の農業振興費8,334,799円、農地費7,331,752円、農業総務費2,657,049円、農業施設費2,434,520円である。

なお、農業費の下水道特別会計繰出金（農業集落排水）3,300,000円を翌年度に繰越している。

## 第7款 商工費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	626,581,000	580,506,413	0	46,074,587	92.6	7.4
18	935,131,000	915,769,699	0	19,361,301	97.9	2.1
比較	△ 308,550,000	△ 335,263,286	0	26,713,286	△ 5.3	5.3

商工費の決算額は580,506,413円である。

商工費の不用額は46,074,587円で、予算現額に対し7.4%である。その主なものは、商工費の商工業振興費24,968,834円、観光費4,348,282円、観光施設費16,427,881円である。

## 第8款 土木費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	3,898,688,000	3,457,018,814	305,216,000	136,453,186	88.7	3.5
18	4,408,940,000	3,530,940,649	643,038,000	234,961,351	80.1	5.3
比較	△ 510,252,000	△ 73,921,835	△ 337,822,000	△ 98,508,165	8.6	△ 1.8

土木費の決算額は3,457,018,814円である。

土木費の不用額は136,453,186円で、予算現額に対し3.5%である。その主なものは、道路橋りょう費の道路新設改良費86,804,835円、橋りょう新設改良費8,655,736円、河川費の河川改良費8,191,250円、都市計画費のまちづくり事業費11,035,732円である。

なお、道路橋りょう費の道路新設改良費で181,547,000円（国庫補助道路整備事業、地方特定道路整備事業、辺地対策道路整備事業）、都市計画費のまちづくり総合支援事業で90,100,000円、下水道費の下水道特別会計繰出金（公共下水道）3,200,000円、住宅費の市営住宅建設事業30,369,000円を翌年度に繰越している。

## 第9款 消防費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	928,311,000	899,812,014	11,600,000	16,898,986	96.9	1.8
18	980,635,000	973,342,510	0	7,292,490	99.3	0.7
比較	△ 52,324,000	△ 73,530,496	11,600,000	9,606,496	△ 2.3	1.1

消防費の決算額は899,812,014円である。

消防費の不用額は16,898,986円で、予算現額に対し1.8%である。その主なものは、消防費の常備消防費3,734,165円、非常備消防費5,911,517円、消防施設費7,078,083円である。

なお、消防費の非常備消防施設整備事業で11,600,000円を翌年度に繰越している。

## 第10款 教育費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	5,809,864,000	4,987,338,874	564,275,000	258,250,126	85.8	4.4
18	4,770,130,000	3,634,207,311	1,024,980,000	110,942,689	76.2	2.3
比較	1,039,734,000	1,353,131,563	△ 460,705,000	147,307,437	9.7	2.1

教育費の決算額は4,987,338,874円である。

教育費の不用額は258,250,126円で、予算現額に対し4.4%である。その主なものは、小学校費の55,573,129円、中学校費の108,375,222円、幼稚園費の14,583,307円、社会教育費の33,446,788円、保健体育費の40,909,079円である。

なお、小学校費の小学校施設整備事業181,195,000円、中学校費の中学校施設整備事業352,233,000円、幼稚園費の幼稚園施設整備事業1,564,000円、社会教育費の公民館管理事業5,000,000円、保健体育費の学校給食施設整備事業24,283,000円を翌年度に繰越している。

## 第11款 災害復旧費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	14,855,000	10,524,633	0	4,330,367	70.8	29.2
18	46,877,000	27,475,150	14,855,000	4,546,850	58.6	9.7
比較	△ 32,022,000	△ 16,950,517	△ 14,855,000	△ 216,483	12.2	19.5

災害復旧費の決算額は10,524,633円である。

災害復旧費の不用額は4,330,367円で、予算現額に対し29.2%である。それは、公共土木施設災害復旧費の国庫負担災害復旧事業費4,330,367円である。

## 第12款 公債費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	5,926,968,000	5,907,168,829	0	19,799,171	99.7	0.3
18	7,932,069,000	7,873,418,642	0	58,650,358	99.3	0.7
比較	△ 2,005,101,000	△ 1,966,249,813	0	△ 38,851,187	0.4	△ 0.4

公債費の決算額は5,907,168,829円である。

公債費の不用額は19,799,171円で、予算現額に対し0.3%である。その主なものは、公債費の元金3,728,482円、利子16,069,766円である。

## 第14款 予備費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
19	20,558,000	0	0	20,558,000	0.0	100.0
18	24,485,000	0	0	24,485,000	0.0	100.0
比較	△ 3,927,000	0	0	△ 3,927,000	0.0	0.0

予備費は当初予算が 30,000,000 円であり、そのうち 1,090,000 円の減額補正を行い、8,352,000 円を他の科目に充用したことなどにより、予算現額の 20,558,000 円が不用額となっている。

### (4) 審査意見

#### ① 未収金について

本年度の一般会計における未収金総額は 623,668,141 円で、前年度に比べ 28,459,420 円 (4.8%) 増加している。この増加率は、前年度の増加率 1.8% と比較すると、3 ポイントの上昇である。またこれら未収金のうち市税は 456,635,488 円で、前年度に比べ 20,148,392 円 (4.6%) 増加している。前年度の増加率 0.9% と比較すると、3.7 ポイント上昇している。

さらに、市税の未収金の内、滞納繰越分が 64.4% を占めている。この滞納繰越分を減らすには現年課税分の新たな未収金を発生させない取り組みが重要であり、日常の細心な管理、電話による督促、臨戸徴収を強化することが望まれる。資力がありながら滞納する悪質者に対しては、厳正なる対応措置を講じられたい。

その他の未収金には、保育所保育料、コミュニティ・プラント使用料、市営住宅使用料、浄化槽維持管理手数料、住宅新築資金等貸付金元利収入、学校給食事業収入等がある。

特に、市営住宅使用料にあつては、3,912,395 円で、対前年比 387.2% と大幅な増加となっている。憂慮すべき事態であり、喫緊の対応を願いたい。

また、学校給食事業収入については、8,309,516 円 (対前年比 152.3%) で、徴収方法の統一といった増加の要因はあつたが、保護者に十分な理解を求め、早期徴収に努められたい。

これらの未収金に対しては、受益者が当然負担すべき性質のものはその原則に立ち、「支払能力と意思」を確かめるなど滞納者を十分かつ詳細に調査分析を進め、情報を集約し、それぞれの事情を配慮しながら厳正な対処をされたい。

## 未収金の状況（市税）

（単位：円、％）

区 分	平成19年度			平成18年度	
	収入未済額	対前年度比較		収入未済額	前年度比
		前年度増減額	前年度比		
市民税	115,646,956	25,181,093	127.8	90,465,863	94.4
個 人	103,667,573	22,554,693	127.8	81,112,880	97.0
現年課税分	49,362,372	24,580,520	199.2	24,781,852	105.7
滞納繰越分	54,305,201	△ 2,025,827	96.4	56,331,028	93.7
法 人	11,979,383	2,626,400	128.1	9,352,983	76.4
現年課税分	6,235,700	3,170,800	203.5	3,064,900	143.6
滞納繰越分	5,743,683	△ 544,400	91.3	6,288,083	62.2
固定資産税	331,438,848	△ 5,208,915	98.5	336,647,763	102.9
現年課税分	103,523,363	5,337,692	105.4	98,185,671	106.3
滞納繰越分	227,915,485	△ 10,546,607	95.6	238,462,092	101.6
軽自動車税	7,743,158	1,466,798	123.4	6,276,360	124.6
現年課税分	3,359,737	426,637	114.5	2,933,100	142.5
滞納繰越分	4,383,421	1,040,161	131.1	3,343,260	112.3
都市計画税	1,806,526	△ 1,290,584	58.3	3,097,110	66.4
滞納繰越分	1,806,526	△ 1,290,584	58.3	3,097,110	66.4
合 計	456,635,488	20,148,392	104.6	436,487,096	100.9
現年課税分	162,481,172	33,515,649	126.0	128,965,523	107.5
滞納繰越分	294,154,316	△ 13,367,257	95.7	307,521,573	98.4

## 未収金の状況（市税以外の未収金）

（単位：円、％）

区 分	平成19年度			平成18年度		
	収入未済額	前年度比較		収入未済額	前年度比	
		前年度増減額	前年度比			
老人保護措置費 負担金	現年度分	32,400	32,400	皆増	0	—
	滞納繰越分	0	0	—	0	—
	合 計	32,400	32,400	皆増	0	—
保育所保育料	現年度分	203,950	119,050	240.2	84,900	8.8
	滞納繰越分	352,350	△ 39,100	90.0	391,450	22.0
	合 計	556,300	79,950	116.8	476,350	17.4
アフタースクール 利用料	現年度分	0	△ 78,700	皆減	78,700	101.9
	滞納繰越分	66,800	26,800	167.0	40,000	皆増
	合 計	66,800	△ 51,900	56.3	118,700	153.8
柏原斎場使用料	現年度分	30,000	30,000	皆増	0	—
	滞納繰越分	0	0	—	0	—
	合 計	30,000	30,000	皆増	0	—
コミュニティ・ プラント使用料	現年度分	385,006	△ 443,337	46.5	828,343	91.2
	滞納繰越分	2,737,618	△ 119,665	95.8	2,857,283	109.5
	合 計	3,122,624	△ 563,002	84.7	3,685,626	104.8
市営住宅使用料	現年度分	3,563,275	2,595,475	368.2	967,800	152.0
	滞納繰越分	349,120	306,600	821.1	42,520	48.8
	合 計	3,912,395	2,902,075	387.2	1,010,320	139.6

区 分		平成19年度			平成18年度	
		収入未済額	前年度比較		収入未済額	前年度比
			前年度増減額	前年度比		
市営住宅駐車場 使用料	現年度分	222,550	192,650	744.3	29,900	271.8
	滞納繰越分	19,600	19,600	皆増	0	—
	合 計	242,150	212,250	809.9	29,900	271.8
幼稚園保育料	現年度分	210,000	△ 180,000	53.8	390,000	130.0
	滞納繰越分	445,000	190,000	174.5	255,000	皆増
	合 計	655,000	10,000	101.6	645,000	215.0
預かり保育保育料	現年度分	120,000	△ 119,300	50.1	239,300	173.4
	滞納繰越分	225,500	123,500	221.1	102,000	皆増
	合 計	345,500	4,200	101.2	341,300	247.3
浄化槽維持管理 手数料	現年度分	588,100	△ 230,420	71.8	818,520	181.7
	滞納繰越分	432,860	325,220	402.1	107,640	皆増
	合 計	1,020,960	94,800	110.2	926,160	205.6
市有土地貸付収入 (雇用促進住宅等田駐車場)	現年度分	55,000	45,000	550.0	10,000	皆増
	滞納繰越分	0	0	—	0	—
	合 計	55,000	45,000	550.0	10,000	皆増
住宅新築資金等 貸付金元利収入	現年度分	8,845,380	△ 2,020,381	81.4	10,865,761	94.1
	滞納繰越分	110,806,888	5,939,643	105.7	104,867,245	107.1
	合 計	119,652,268	3,919,262	103.4	115,733,006	105.7
住宅改修資金 貸付金元利収入	現年度分	1,879,416	△ 719,822	72.3	2,599,238	83.1
	滞納繰越分	25,803,060	△ 37,770	99.9	25,840,830	104.0
	合 計	27,682,476	△ 757,592	97.3	28,440,068	101.7
宅地取得資金 貸付金元利収入	現年度分	0	0	—	0	—
	滞納繰越分	943,414	△ 62,892	93.8	1,006,306	97.4
	合 計	943,414	△ 62,892	93.8	1,006,306	89.3
学校給食事業収入	現年度分	3,685,174	2,015,227	220.7	1,669,947	101.4
	滞納繰越分	4,624,342	839,878	122.2	3,784,464	145.9
	合 計	8,309,516	2,855,105	152.3	5,454,411	128.6
氷上多可衛生事務 組合浄化槽手数料 債権回収金	現年度分	0	0	—	0	—
	滞納繰越分	405,850	△ 186,240	68.5	592,090	67.3
	合 計	405,850	△ 186,240	68.5	592,090	67.3

## ② 不納欠損処分について

本年度の一般会計における不納欠損処分の状況は、次表のとおりである。

不納欠損額は 48,995,340 円で、内訳は市税が 48,472,901 円、コミュニティ・プラント使用料 193,920 円、清掃手数料 213,109 円、雑入 115,410 円である。また、市税の不納欠損処分は、地方税法第 18 条第 1 項によるものが 29,107,584 円、同法第 15 条の 7 によるものが 19,365,317 円である。清掃使用料他の不納欠損処分については、地方自治法第 236 条第 1 項の消滅時効（5 年）によるものである。

不納欠損の処理は法的根拠に基づき厳正に処理することは当然であるが、この段階に至るまでの地道かつ確実な日常管理の積み重ねが、何より緊要であることを改めて認識し実行願いたい。



不納欠損処分の状況（市税）

区 分	処分額（円）	人	地方税法第18条第1項 （時効5年）		地方税法第15条の7 （滞納処分の停止）	
			処分額（円）	人	処分額（円）	人
市 税	48,472,901	□	29,107,584	□	19,365,317	□
市民税（個人）	9,239,274	184	5,842,768	169	3,396,506	15
市民税（法人）	1,588,400	8	1,588,400	8	0	0
固定資産税	36,424,854	213	20,708,820	186	15,716,034	27
軽自動車税	487,400	78	393,800	62	93,600	16
都市計画税	732,973	32	573,796	27	159,177	5

不納欠損処分の状況（市税以外）

区 分	処分額 （円）	人	地方自治法第236条第1項					
			破産・倒産		死亡		行方不明他	
			処分額（円）	人	処分額（円）	人	処分額（円）	人
清掃使用料	193,920	1	0	0	0	0	193,920	1
コミュニティ・プラント使用料	193,920	1	0	0	0	0	193,920	1
清掃手数料	213,109	2	106,799	1	0	0	106,310	1
□   ごみ収集手数料	106,799	1	106,799	1	0	0	0	0
浄化槽維持管理手数料	106,310	1	0	0	0	0	106,310	1
雑入	115,410	1	0	0	0	0	115,410	1
氷上多可衛生事務 組合浄化槽手数料 債権回収金	115,410	1	0	0	0	0	115,410	1
計	522,439	4	106,799	1	0	0	415,640	3

③ その他適正な事務執行について

事務の適正な執行については、行政改革を実践、あるいは事務事業評価を実施する中で、随時見直しが実施されているところであるが、次のことについて今後の検討課題とされ、厳しい財政事情の中で一層効果的、効率的な執行に努められたい。

- 遊休地の有効活用はもとより、未利用地の積極的な売却促進により財源を確保し、中長期的には、地域経済の活性化の推進などによる税源の充実確保に努められたい。
- 保健衛生費における献血対策事業については、関係団体に委託して実施されているが、委託先団体において、その執行に明朗な経理処理を要求されているにもかかわらず、不適切な決算処理がなされていた。本事業についての市と協力団体のそれぞれの役割分担も含めて、効率的な事業実施を検討されたい。
- 社会教育総務費における各団体への補助金については、その基準があいまいなまま交付がされているものがある。市の統一的な基準のもとに補助金が交付され、事業趣旨が効果的に反映されるよう検討されたい。

- 社会体育振興事業の一部には、旧態依然として旧町時代の事業が並存しているが、そうした既存事業間の調整、見直しを含め、市の総合計画における生涯学習の確立に向けた検討をされたい。また、各地域の団体への委託事業で、委託先団体においては、一部検討を要する取扱いがされている事例が見受けられた。事業趣旨に沿った取扱いを望むものである。
  
- 別途市議会から監査請求のあった中学校ヘルメット購入補助金に係る返還金については、適切に会計処理がなされていた。今後、このような住民に多大の不信感を与えることのないよう、また、事業趣旨が十分反映されるよう事業を実施されたい。